



2026年6月12日

各位

会社名 株式会社 J R C
代表者名 代表取締役社長 浜口 稔
(コード番号: 6224 東証グロース市場)
問合せ先 経営管理本部長 常川 陽介
(TEL 06-6543-8680)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

i 当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)向け

| | |
|------------------|---|
| (1) 払込期日 | 2026年7月10日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 22,823株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,252円 |
| (4) 処分総額 | 28,574,396円 |
| (5) 処分子定先 | 当社の取締役(※1) 5名 16,370株 当社子会社の取締役(※2) 5名 6,453株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2 社外取締役を除く。 |

ii 当社及び当社子会社の従業員向け

| | |
|------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2026年9月30日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,329株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,252円 |
| (4) 処分総額 | 2,915,908円 |
| (5) 処分子定先 | 当社の従業員 12名 1,451株 当社子会社の従業員 8名 878株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月28日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株

式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 50,000 千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 54,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、対象取締役については、2026 年 5 月 28 日開催の当社第 35 期定時株主総会から 2027 年 5 月開催予定の当社第 36 期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）については、各子会社の 2026 年開催の定時株主総会から 2027 年開催予定の定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また当社及び当社子会社の従業員については、2026 年 9 月 30 日から 2028 年 9 月 30 日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 5 名及び当社子会社の取締役 5 名、並びに当社の従業員 12 名及び当社子会社の従業員 8 名（以下、総称して「割当対象者」という。）に支給される金銭報酬債権合計 31,490,304 円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 25,152 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

i 割当対象者が対象取締役又は当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）の場合

① 譲渡制限期間

割当対象者が対象取締役又は当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）の場合 2026 年 7 月 10 日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間 I」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式 I」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 I を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 I のうち、本譲渡制限期間 I が満了した時点（以下、「期間満了時点 I」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月（割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、払込期日の直前の当社子会社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月）から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式 I について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式 I を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間 I 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点 I より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月（割当対象者が当社子会社の取締役の場合には、払込期日の直前の当社子会社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月）から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式 I の全部を当然に無償で取得するものいたします。

ii 割当対象者が当社又は当社子会社の従業員の場合

① 譲渡制限期間

2026年9月30日から2028年9月30日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位からも退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社又は当社子会社の従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位からも退職した場合には、2026年10月から割当対象者が当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位からも退職した日を含む月までの月数を24で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2026年10月から当該承認の日を含む月までの月数を24で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,252円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上